

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場 返送水貯留槽制水扉補修工事

2 契約の相手方

株式会社 前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場の返送水貯留槽に設置している制水扉で確認されている不具合（操作不能）について、機器の製作及び交換作業、機器調整を行い制水扉が正常に操作できるようにするものです。

当該制水扉は前澤工業株式会社が製造したものであり、補修工事には当該設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術による機器の製作が必要であり、当該機器の取替作業についても同様の専門の知識と技術を必要とします。

既設部分と当該工事で施工する部分は、一体となって機能を発揮する関係にあり、前澤工業株式会社から維持管理の業務移管をしている株式会社前澤エンジニアリングサービス以外のものに施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあり、機能保障が受けられなくなります。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場維持（電話番号06-6815-2353）